

平成28年度臨時福祉給付金及び低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの給付金のお知らせ

消費税率が引き上げられたことに伴い、所得の低い方々への負担を考慮し、暫定的・臨時的な措置として引き続き「平成28年度臨時福祉給付金」の支給を実施し、賃金引上げの恩恵が及びにくい低年金受給者に「低所得者の障害・遺族基礎年金受給者向け給付金」の支給を実施します。

■支給対象者■

【臨時福祉給付金】

平成28年1月1日時点で豊頃町に住み票があり、平成28年度町民税(均等割)が課税されていない方(非課税の方)。ただし、町民税が課税されている人の扶養になっている方や生活保護制度の被保護者は除かれます。

【低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの給付金】

平成28年度臨時福祉給付金対象者のうち障害・遺族基礎年金を受給している方で、平成28年4月・5月分の受給がある方。ただし、低所得の高齢者給付金の受給者は除かれます。

■支給額■

【臨時福祉給付金】対象者1人につき、3,000円

【低所得の障害・遺族基礎年金受給者向け給付金】対象者1人につき、30,000円

■申請受付期間■

平成28年8月30日(火)～平成28年11月30日(水) ※土曜・日曜、祝日を除く。

■申請受付場所■

役場福祉課窓口・大津支所

※申請期間内に大津コミセン・豊頃コミセン・中央区コミセンにおいて臨時窓口の設置を予定していますので、別途お知らせします。

■申請方法■

- 対象になると見込まれる方(世帯)へ、「臨時福祉給付金申請書」を8月下旬にご自宅へ郵送する予定です。
- 提出書類
臨時福祉給付金申請書、本人確認書類(運転免許証・住基カード・健康保険証など)
口座確認書類(金融機関名・口座名義人(カナ)のわかる通帳・キャッシュカード)

■留意事項■

- 住民税未申告の方は申告書の提出が必要となります。
- ご高齢の方などで町外にお子さん等がお住まいの場合、ご本人が気づかれないまま、税の扶養控除を受けていることがあります。申請前に、お子さん等に扶養控除を受けているかどうか確認をお願いします。(課税者に扶養されていることが確認を取れた場合は給付金を返還していただくことになります)

問合せ先 役場福祉課福祉係 ☎(574) 2214

国民年金からのお知らせ

保険料は口座振替が安心！簡単！便利！お得！

国民年金を口座振替で納付すると・・・

- ・自動引き落としなので納め忘れの心配がなく「安心」です。
- ・手続きは一度だけで済みますので「簡単」です。
- ・納めに行く手間が省け「便利」です。
- ・現金で納付するよりも「お得」です。

★現金納付と口座振替の割引制度を利用した場合の保険料納付額の比較★

	毎月納付の納付額	現金(納付書)前納の納付額	口座振替による納付額	
			早割	前納
1か月	16,260円		16,210円 (割引額50円)	
6か月	97,560円	96,770円 (割引額790円)	97,260円 (割引額300円)	96,450円 (割引額1,110円)
1年分	195,120円	191,660円 (割引額3,460円)	194,520円 (割引額600円)	191,030円 (割引額4,090円)
2年分				377,310円

※毎月納付の納付額は、納付書による毎月納付および翌月末振替の口座振替の額となります。

※保険料額は、平成28年度の額です。

※「早割(当月分保険料を当月末に引落し)」は、月々50円割引となります

口座振替の手続きは簡単

役場 住民課

帯広年金事務所

金融機関

のいずれかに

「口座振替納付申出書」

を提出するだけ



◆持参するもの◆

- 納付書や年金手帳など基礎年金番号のわかるもの
- 預(貯)金通帳と通帳届出印

◆注意事項◆

- ①口座振替の場合、月末が休日のときは翌営業日が引落日となります。
- ②前納の申し込みは、「1年分」・「2年分」及び「上期6か月分(4月～9月)」は2月末日まで、「下期6か月分(10月～3月)」は8月末日までをお願いします。いつでも申し込むことができますが、申込み後、前納が始まるまでの分は、毎月納付(翌月末納付)となります。

問合せ先

日本年金機構帯広年金事務所(帯広市西1条南1丁目) ☎0155(25)8113
役場住民課戸籍年金係 ☎(574)2213